

職場トラブルホットライン

「あなたの会社は、法を守っていますか？」

7月13、14、15日 開設のお知らせ

日頃より当ユニオンにご協力いただき感謝しております。

ご承知のように、日本は先進国で一番の長時間労働の国です（製造業生産労働者、2003年、1975時間/年）。労働時間の規制（週48-40時間）があったものの、変形労働制やみなし労働などの労働基準法の規制緩和は、様々な形でサービス残業の温床となっています。さらに、労基法見直しとして、日本版イグゼンプション（“自律的働き方”の名のもとに、年収額が一定条件を満たす労働者について、労基法上の労働時間規制の取り除き）の制度化の動きがあります。

バブル崩壊以降、企業のリストラの行き過ぎにより、また2007年問題と言われている団塊の世代の退職が迫る中で、多くの技術、能力を持つ人材が企業から姿を消しあるいは消えつつある現実に直面しています。

その結果、派遣社員等の非正規労働者の新たな雇用を生み出す条件、また新規高卒・大卒の求人の増加も考えられます。いずれにしても人材を雇入れると、その人たちへの業務蓄積の伝承、能力開発の継承に手一杯になるはずで、新卒者の過半数は1年内に辞めていくという実態報告もあります。また、リストラでの削減や、団塊の世代退職により、人材不足で仕事を回すという日常業務に加え、能力伝承など広範囲な業務の仕事が増え、業務加重・負担増が目に見えています。あらゆる企業内の職場環境は従来から残っている人に大きな負担をかけることとなります。

現在、企業のCSR（社会的責任）が声高に叫ばれている中、このような企業の状態、職場の状態、仕事の横縦、人材育成への負担増により、果たして、現在も満足な状態にあるかどうか疑問のCSRを尚更、低下させることになりかねません。

そのためにも、従来の従業員の仕事量の膨大な増大により、社員は、メンタルな問題を抱える前、また抱えている人も少なからずいるはずで、人件費削減、雇用形態の多様化は、能力伝承する人への負担増、しかし給料も上がらず、結果的にサービス残業でカバーするしかありません。

このことは正規社員、パート・アルバイト、派遣・契約社員を問わず発生する問題です。職場で責任だけ押し付けられることに改革・改善を求めるあなたこそ、立ち上がって職場環境・労働環境を、組織を良くしていくために立ち上がってほしいと思います。

そのために、“偽装請負・違法派遣”、“安全やセクハラ・パワハラの周知徹底”や“労働条件の一方的不利益変更”、“労働基準法違反”などの相談をしてもらいたいです。

2006年7月6日

アルバイト・派遣・パート関西労働組合

代表 小原 久季

管理職ユニオン・関西

執行委員長 本田 直明

職場トラブルホットライン

「あなたの会社は、法を守っていますか？」

開催要綱

日時

7月13日(木)・14日(金)・15日(土)の3日間
午前10時～午後6時

ホットライン電話番号

東海地域	052 - 249 - 6669 (2回線)
大阪府、奈良県、和歌山県	06 - 6881 - 0781 (4回線)
京都府、滋賀県	075 - 353 - 4334 (2回線)
兵庫県	078 - 360 - 0450 (2回線)

報道関係への要請事項

貴紙・貴放送局で、事前に『職場トラブルホットライン「あなたの会社は法を守っていますか？」』の紹介及び掲載。事前の取材は何時でもお受けします。

7月13日(木)午前10時からのホットライン開設当日の取材。

共催団体

アルバイト・派遣・パート関西労働組合(略称：はけん・パート関西)
管理職ユニオン・関西
管理職ユニオン・東海

問合せ(連絡先)

〒530 - 0044 大阪市北区東天満2丁目2番5号第二新興ビル605号
はけん・パート関西 事務長 仲村 実
TEL 06 - 6881 - 0110

〒530 - 0044 大阪市北区東天満2丁目2番5号第二新興ビル605号
管理職ユニオン・関西 書記長 大浜和明
TEL 06 - 6881 - 0781

〒460 - 0008 名古屋市中区栄5丁目3 - 6 エルマノス武平町ビル9階 A
管理職ユニオン・東海 執行委員長 堰代 晃
TEL 052 - 249 - 6669